

死亡届を出された方へ 諸手続きについて (お知らせ)

令和2年8月7日作成

那覇市役所

本庁ハイサイ市民課 Tel 862-3274

真和志支所 Tel 832-8231

首里支所 Tel 884-4312

小禄支所 Tel 857-0086

死亡の記載がある戸籍又は住民票等が急ぎ必要な方は、ハイサイ市民課戸籍グループまでお問い合わせください。(Tel 867-0111 内線2234)

死亡届を受付いたしました、亡くなられた方が下記に該当する場合は手続きが必要です。(世帯状況等によりその他の手続きもございます。関係課へご相談ください。)

下記手続きに必要な書類などについて、各担当課へ事前に問い合わせの上、早めに来庁するようお願いいたします。いずれの場合も印鑑(認印は可・シャチハタ印は不可)が必要です。

□ 世帯主が死亡したため、世帯主変更が必要な場合

ハイサイ市民課(1階17番窓口)又は3支所で、死亡の日から14日以内に届出してください。

※国民健康保険に加入している世帯が世帯主変更する際は、世帯全員の国保証を持参して下さい。

□ 亡くなられた方の年金手続き先のご案内について

ハイサイ市民課 国民年金グループ(1階11番窓口 Tel 861-6901)にて手続き先等をご確認ください。年金の種類によって年金事務所・共済組合をご案内する場合があります。

年金手帳や年金番号のわかるものをご準備ください。

社会保険、厚生年金等の加入者及び受給者が死亡した場合は、勤務先又は年金事務所へお問い合わせください。 那覇年金事務所 Tel 855-1111

□ 国民健康保険に加入している方が死亡した場合

国民健康保険課(1階13番窓口又は3支所)で葬祭費(2万5千円)の請求手続きをしてください。

持参するもの ・国民健康保険証 ・喪主(葬祭を行う人)名義の普通預金通帳

※葬祭費は、葬儀を行った日の翌日から2年を経過すると申請できません。

□ 後期高齢者医療保険に加入している方が死亡した場合

国民健康保険課(1階12番窓口 Tel 862-4262)に確認のうえ、葬祭費(2万円)の請求手続きをしてください。(本庁のみでの手続きです。)

□ 介護サービスを利用している方及び65歳以上の介護保険に加入している方が死亡した場合

ちやーがんじゅう課(2階30番窓口 Tel 862-9010)で資格喪失の手続きをしてください。(本庁のみでの手続きです。) 持参するもの ・介護保険証

□ 『身体障害者手帳』『療育手帳』『障害者手帳』をお持ちの方が死亡した場合

障がい福祉課(3階36番窓口 Tel 862-3275)に確認のうえ、必要な手続きをしてください。

□ 児童手当の受給者が死亡した場合

子育て応援課(3階44番窓口 Tel 861-6951)又は3支所で死亡の日の翌日から15日以内に未支払い請求及び受給者変更の手続きをしてください。

※手続きが遅れると、遅れた月分の手当てが受けられなくなります。

※養育している児童が死亡した場合は手続きは不要です。

□ 市営住宅に入居している方が死亡した場合

市営住宅課(8階 Tel 951-3242)に確認のうえ、必要な手続きをしてください。

那覇市役所本庁舎案内図

令和2年8月

12階	選挙管理委員会／監査委員事務局
11階	教育委員会 総務課／教育長室／学校教育課／学務課（昼）／学校給食課／保健室
10階	文化財課／市民スポーツ課（昼）／生涯学習課／施設課
9階	都市計画課／建築指導課／花とみどり課／公園管理課／文化振興課
8階	技術総務課／まちなみ整備課／市営住宅課／建築工事課
7階	環境政策課／環境保全課／廃棄物対策課／道路管理課／道路建設課
6階	財政課／企画調整課／情報政策課／商工農水課／なはまち振興課／観光課
5階	市長室／副市長室／秘書広報課／総務課／管財課／人事課／法制契約課 平和交流・男女参画課／防災危機管理課
4階	議場／議長室／副議長室／会派室／総務委員会室／都市建設環境委員会室 教育福祉委員会室／厚生経済委員会室／議会会議室／議会事務局／議会図書室
3階	納税課（昼）〈納付書の発行のみ〉／資産税課／市民税課（昼）〈税証明グループのみ〉／ 障がい福祉課／こども政策課／こどもみらい課（昼）〈保育グループのみ〉／ 子育て応援課（昼）〈子育て支援室以外〉／こども教育保育課
2階	保護管理課／保護第一課／保護第二課／保護第三課／福祉政策課／ 特定健診課／ちゃーがんじゅう課／出納室
1階	総合案内／ハイサイ市民課（昼）／市民情報センター閲覧コーナー／ 国民健康保険課（昼）／守衛室

（昼）がついている課は、12時～13時も窓口を開設しています。

※手続きに必要な書類などについては、必ず担当課へご確認ください。

那覇市役所 代表電話番号 098-867-0111

開庁日 月曜日～金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日、6月23日（慰霊の日）を除く）

開庁時間 8：30～17：15（ハイサイ市民課（年金手続きを除く）、国民健康保険課は18：00まで）

※他機関への問い合わせ等、手続きにお時間を要することがあります。お早めに来庁ください。

その他の手続き

□不動産を所有されている方の相続に関する登記について、必要な方は下記までご相談ください。

那覇地方法務局 Tel：098-854-7952

□農地を相続した場合は、農業委員会に対する届出が義務づけられています。

詳細は那覇市農業委員会（6階 Tel：098-951-3209）までお問合せください。

□納骨場所が未確定な場合は、市民共同墓を生前予約している場合がありますので、
環境保全課（Tel：098-951-3229）でご確認ください。